



平成 22 年 3 月 4 日

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

金融庁 監督局 銀行第一課長
殿

照会者名

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2. (3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項 銀行法第 10 条第 2 項柱書及び同法第 12 条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

- 不動産インデックスを参照指標とする差金決済型のデリバティブ取引（以下、「本件不動産デリバティブ取引」という。）の締結、またはその媒介、取次ぎ、若しくは代理。

なお、「本件不動産デリバティブ取引」の詳細については別紙 1 の通り。

3. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する照会者の見解及び根拠

- 本件不動産デリバティブ取引については、銀行法第10条第2項柱書の「その他の銀行業に付隨する業務」に該当し、当行が当該取引を業務として行ったとしても同法第12条の他業禁止規定には抵触しないと考えます。

なお、見解及び根拠の詳細については別紙2の通り。

4. 公表の延期

- 特に希望しません。

以上

1. ニーズ、意義

従来より、不動産デベロッパー、銀行、生命保険会社、事業用に広大な土地を用いている企業等、不動産エクスポージャーを抱えている主体は数多く存在しており、近時の会計制度の厳格化の流れのなかで、その価格変動リスクをコントロールするニーズが高まりつつあったものの、直接的な売却・証券化取引による場合を除き、機動的なヘッジ手段が存在しなかったところ。

本件不動産デリバティブ取引により、保有不動産の価格変動リスクの回避が機動的に行えるようになれば、企業経営において、重要な財務上のリスクを管理することが可能となる。銀行が、その顧客に対して、このようなヘッジ手段を提供することは大きな意義を持つと考えられる。

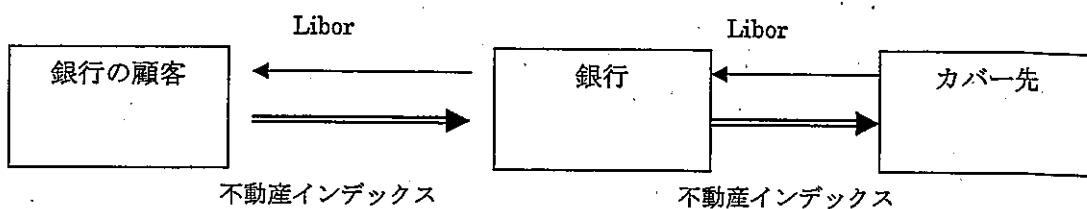
2. 取引概要

不動産インデックスを用いたデリバティブ取引の内、下記(1)～(3)に類する、単純なものを想定。

(1) トータルリターンスワップ：

不動産インデックス（又はその変化分）と金利（固定金利や、Libor等通常の変動金利）と交換する取引。

(例) トータルリターンス
カバー取引
ワップ

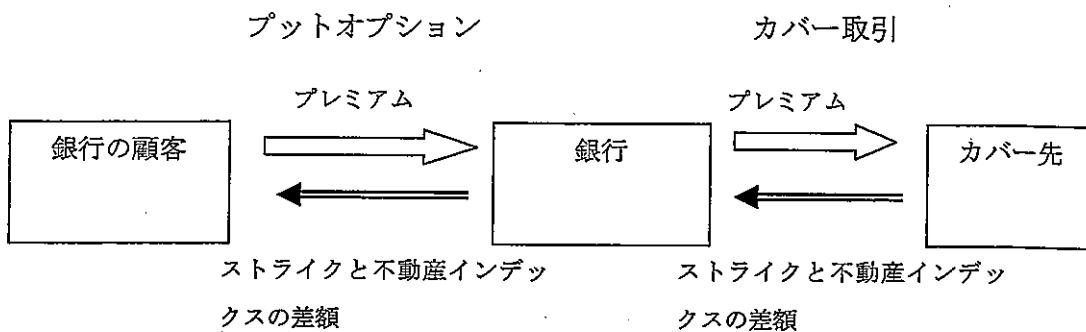


- ・銀行は、銀行の顧客に、想定元本×Liborを支払う
- ・銀行は、銀行の顧客から 想定元本×不動産インデックスを受取る
- ・顧客と取引を締結する際は、原則、並行してカバー取引を行う。(下記4. リスク管理方法 ご参照。(2)以降も同様。)

(2) オプション：

予め定められた時点（権利行使時）において、不動産インデックス（又はその変化分）と、予め定められた数値（ストライク）との差額を受取る権利。

（例）プットオプション（銀行の顧客の購入）

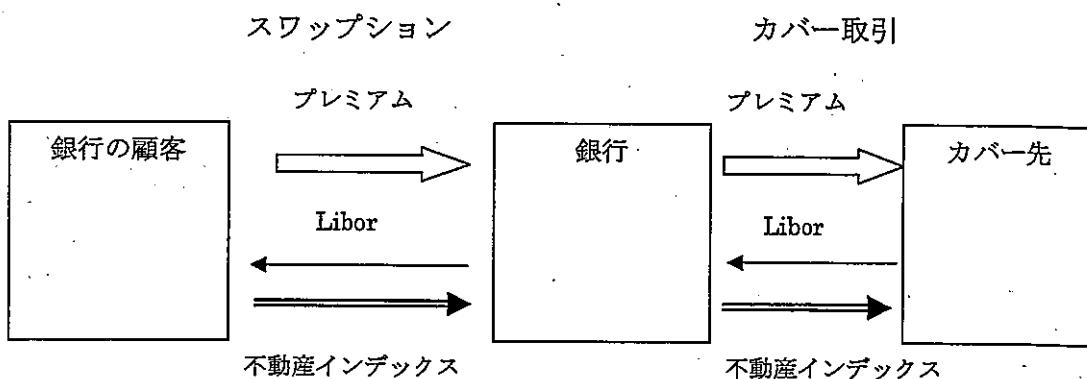


- ・銀行の顧客は、プットオプション購入の対価として、銀行にプレミアムを支払う
- ・権利行使期時において、不動産インデックスがストライクを下回った場合、銀行の顧客は、想定元本×（ストライク-不動産インデックス）を銀行から受取ることができる。
- ・銀行は、原則、カバー取引を行う。

(3) スワップション：

予め定められた時点（権利行使時）において不動産インデックスを用いたスワップ（(1)記載のトータルリターンスワップ等）を開始する権利。

（例）トータルリターンスワップを開始する権利を、銀行の顧客が購入する場合



- ・銀行の顧客は、スワップション購入の対価として、銀行にプレミアムを支払う
- ・権利行使時において、銀行の顧客は、トータルリターンスワップ（上記(1)ご参照。）を開始することができる。
- ・銀行は、原則、カバー取引を行う。

3. 業務フロー

以下の業務フローを想定。

- (1) 顧客宛ニーズ（ヘッジ実需の確認を含む）をヒアリング。
- (2) 顧客の適合性（知識・経験、保有資産状況に照らした目的・取引規模の妥当性等）を確認の上、銀行がリスク管理可能な範囲内（下記4ご参照）で、顧客宛販売対象商品を選定。
- (3) 取引締結。
- (4) 締結した取引について、必要なリスク管理を実施（下記4ご参照）。

4. リスク管理手法

(1) 不動産価格変動リスク

通常のデリバティブと同様。即ち、エクスポージャーの総極度を設定の上、P E¹・MTM²管理を行い、P E・MTMが当極度内に収まるよう運営する。また、原則として、カバー取引により、不動産価格変動リスクの太宗を削減する。

(2) カウンターパーティリスク

通常のデリバティブと同様。即ち、カバー先であるカウンターパーティ毎に極度を設定の上、P E・MTM管理を行い、P E・MTMが当極度内に収まるよう運営する。尚、相場変動時やカウンターパーティの信用力悪化時等には、担保受入等により、適宜、カウンターパーティリスクを削減する。

5. 前提条件

- ① 公表されているインデックス³を参考する、差金決済とする。
- ② 銀行および子会社における本件不動産デリバティブ取引は、その規模が銀行固有業務の規模に比して過大なものでなく、既存業務との機能的な親近性等が認められ、銀行固有業務を遂行する中で正当に生じた余剩能力の活用に資すること

¹ ポテンシャルエクスposure(Potential Exposure)の略で、将来、一定の確率で見込まれる損失額を表す。

² マーク・トゥ・マーケット(Mark to Market)の略で、取引の市場価値を表す。

³ 現状、想定している不動産インデックスは、IPD-JAPANとARES J-REIT Property Indexの2種類。

- ③ 銀行および子会社が不動産指数の急激な変動の影響を過度に受けることのないよう、有効にヘッジできるようなポジション管理体制を構築すること
- ④ カウンターパーティのデフォルトに備え、極度管理・担保設定手続等を構築・整備すること
- ⑤ 取引先は、当面、(イ)不動産業者・ファンド・陸運業・倉庫会社や製紙会社など事業用に広大な土地を用いるものであって実需を確認できる業種の内、会社法上の大企業または金融商品取引法上の特定投資家（本件不動産デリバティブ取引を含む）、及びその支配下にあるＳＰＶ等で、取引内容やリスクを十分に理解できると考えられる組織（ロ）適格機関投資家等を想定。取引金額も、取引目的を達成するのに必要な規模とする。

以上

当該事実が照会法令の適用対象となることに関する照会者の見解及び根拠

- (1) 銀行法第10条第2項柱書の「その他の銀行業に付隨する業務」に該当するかどうかについては、銀行法第12条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、主要行等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）V-3-2-(3)に掲げられた観点を総合的に考慮して判断されることになると考えられます⁴。
- すなわち、①当該業務が法（銀行法）第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか②当該業務の規模が、その業務が付隨する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか③当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか④銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するかといった観点を考慮することになると考えられます。
- (2) ところで、銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブにおいては、差金決済の取引に限るもの、当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払いを相互に約する取引その他これに類似する取引として、いわゆる商品デリバティブ取引が掲げられています⁵。商品デリバティブが銀行の付隨業務として認められた理由は、(ア)コモディティ・スワップ取引に伴うリスクは、顧客にデフォルトが生じるかもしれないという信用リスクとコモディティの価格変動リスクに大別されますが、金融機関が価格変動リスクを有效地にヘッジしている限りにおいて、金融機関は、最終的には信用リスクのみを負担しているに過ぎず、貸出・債務保証等の伝統的な信用供与において負担するリスクと同一であるといえること、(イ)コモディティの価格変動等を利用しているものの、実際に行われている取引はキャッシュフローの交換に過ぎないという意味で、単に金銭の授受を内容とする取引であり、その経済実態は預金・貸付という伝統的な銀行業務と同質であるといえることがあげられます⁶。
- (3) 不動産指数を使用するデリバティブ取引であっても、上記(ア)(イ)の理由は妥当すると考えられます⁷。すなわち、価格変動リスクの管理がなされ、取引の内容が単にキャッシュフローの交換に過ぎないといえるのであれば、不動産指数を利用した不動産デリバティブ取引についても、上記監督指針①の「当該業務が法（銀行法）

⁴ 金融法令研究会編「新銀行法精義」143頁（財団法人大蔵財務協会、1983年）参照。

⁵ 銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号。

⁶ 石川欽也「デリバティブ取引への対応—金融制度調査会基本問題検討委員会報告を踏まえて」（商事法務1394号、20頁）、金融制度調査会基本問題検討委員会報告「金融仲介機能の新たな展開への対応」（1995年5月26日）、木下信行「解説改正銀行法」160頁（日本経済新聞社、1999年）参照。

⁷ 第41回金融審議会金融分科会第二部会、和仁委員提出資料（資料4）参照。

第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずる」や同③の「当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる」を満たすと考えられます。

- (4) 本件不動産デリバティブ取引は、不動産の指標を使用しているものの指標に基づいて算出される金銭の授受などの取引であり（別紙1の「2. 取引概要」ご参照）、単にキャッシュフローを交換しているに過ぎないと評価できます。

また、原則としてカバー取引を実施することにより、本件不動産デリバティブ取引により銀行が保有しうる不動産指標の変動リスクを適切にヘッジすることとすれば（別紙1の「4. リスク管理手法」ご参照）、銀行が保有するリスクとしては、主に顧客などの信用リスクということになるものと考えられます。従って、本件不動産デリバティブ取引については、貸出・債務保証等の伝統的な信用供与において負担するリスクとほぼ同一といえ、キャッシュフローを交換するに過ぎないという意味で、経済実態に照らせば、預金・貸付という銀行の固有業務とリスクの同質性等が認められるものと考えられます。

- (5) また、上記(4)のとおり、本件不動産デリバティブ取引により銀行が保有しうる不動産指標の変動リスクを適切にヘッジした上で、別紙1の「4. リスク管理手法」記載の方法により、通常のデリバティブに係るリスク管理の枠内で極度を合算して管理することで、過大な規模にならないよう管理を実施することから、上記監督指針②の「当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていない」を満たすものと考えられます。

- (6) さらに、リスク管理や販売態勢整備等について、現在の商品デリバティブのインフラ・リソースをそのまま活用できることから、余剰能力の活用に資するといえ、上記監督指針④を満たすものと考えられます。

具体的には、市場リスク・カウンターパーティリスク計測システムやその運営方法、顧客宛提案・販売管理システムやその運営要領の活用が想定されます。

- (7) 従って、本件不動産デリバティブ取引については、銀行法第10条第2項柱書の「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、当行が当該取引を業務として行ったとしても同法第12条の他業禁止規定には抵触しないと考えられます。

以上